

定 款

一般社団法人奈良県臨床心理士会

平成30年3月31日 作成

一般社団法人奈良県臨床心理士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人奈良県臨床心理士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人（以下「本会」という。）は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）相互の連携を密にし、臨床心理士の資質、技術及び地位の向上を図り、その活動を通して広く社会の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に資する研修会等の開催
- (2) 臨床心理士の地位の向上を図るための諸事業
- (3) 心の健康と福祉の増進に関する諸事業
- (4) 会報の発行及びホームページの運用その他各種情報の提供に関する事業
- (5) 関係機関、関連団体との連携、調整及び提携
- (6) その他本会の目的を達するために必要と認める事業

第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員

協会の認定する臨床心理士で、奈良県内に在住又は在勤する者であつて、理事会が別に定める手続きによって入会した者

(2) 準会員

臨床心理士資格の取得を目指す者又は臨床心理の職に携わる者で、かつ、原則として奈良県内に在住、在勤又は在学する者であつて、理事会が別に定める手続きによって入会した者

(3) 賛助会員

本会の活動に対する財政的援助のために、理事会が別に定める手続きによって入会した者

(4) 名誉会員

本会の名誉会員に関する内規に基づく者

- 2 前項に規定する正会員概ね10名の中から1名の割合によって選出される代議員をもって本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙の候補者となることができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、1月から3月までの間に投票及び開票を実施することとし、代議員の任期は、選任後2年目に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が、任期満了に伴う代議員選挙において再選されない場合であっても、代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（一般法人法

第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(ただし、当該代議員は、理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

7 代議員に欠員が生じた場合は、補欠の代議員の選任を行う。選任を行うために必要な規程は理事会において定める。

8 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)

(6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約書等の閲覧等)

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める規程に基づき入会申込書を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める規程に基づき退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。ただし、その会員の除名が社員総会の議題に挙がっている間は退会できない。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会（社員総会）の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該代議員会開催日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 臨床心理士資格を喪失したとき
- (3) 総代議員が同意したとき
- (4) 2年分以上会費を滞納したとき

(権利)

第10条 会員は、本会が主催する諸事業及び諸活動へ参加することができる。

- 2 会員は、本会が発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。
- 3 通信会員は、第1項の規定にかかわらず、前項に定める会報等の購読のみできるものとする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(義務)

第11条 会員は、一般法人法第27条に定める経費に充てるため、代議員会で定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 会員は、本会が定める「倫理規程」及び「倫理綱領」並びに協会の定める「臨床心理士倫理規定」を遵守しなければならない。

第4章 代議員会

(構成)

第12条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって一般法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第13条 代議員会は、次の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準

(5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第14条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時代議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長

に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 代議員会の議長は、その代議員会において出席した代議員の中から選任する。

(議決権)

第17条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の代議員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、前条の規定の適用については代議員会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があつ

たものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第14条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第21条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名

2 本会に会長1名、副会長、事務局長を置く。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、代議員会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事は、有識者の中からも選任することができる。

2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第24条 本会の役員は、各々次の職務を遂行する。

(1) 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

(2) 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

(4) 事務局長は、事務局を統括する。

(5) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 会長、副会長及び理事会において本会の業務を執行する理事として選定された者は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4 第22条に定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、その職務執行において必要な実費

弁償を受けることができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 一般法人法第112条の規定については、社員を正会員と読み替えて適用する。

(理事会による損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集するものとする。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が、その提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、一般法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第2項に規定する報告については、適用しない。

第7章 資産及び会計

(剰余金の処分制限)

第36条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。こ

れを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 定款、会員名簿及び代議員名簿については主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿、会員名簿及び代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないものとする。

- 5 貸借対照表は、定時代議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本会に事務局を置く。

2 前項の事務局には所要の職員を置く。

3 前項の職員は、会長が選任及び解任する。

4 第1項の事務局は、本会の事務を処理する。

5 第1項の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 雑則

(規程及び細則)

第 4 5 条 本会の運営及び本定款の施行に必要な規程又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

第 1 2 章 附則

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 4 6 条 本会の設立当初の主たる事務所の所在場所については、奈良県奈良市東向中町 6 番地とする。

(設立時の代議員及び会員)

第 4 7 条 本会の設立時社員は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、この定款に記載したところによるものとし、同項の代議員とみなす。同条第 3 項に規定する代議員選挙のうち、初回については、平成 3 2 年 3 月に終了する事業年度に係る定時代議員会までに行うものとする。

2 第 6 条の規定にかかわらず、本会の設立時の会員は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日において奈良県臨床心理士会の正会員、準会員、賛助会員として会員名簿に記載されているもののうち、入会しない旨の意思表示を平成 3 0 年 4 月 3 0 日までにしたものを除くものとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 4 9 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおり。

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目 3 番 1 8 号

石田陽彦

奈良市西登美ヶ丘三丁目 1 1 番 4 号

川上範夫

奈良県吉野郡大淀町大字芦原 1 5 6 番地

川崎圭三

奈良県大和郡山市北郡山町 1 3 2 番地 1 リビングタウン大和郡山 1 0 6 号室

緒方優子

奈良県大和郡山市泉原町 4 4 番地 3

浦純子

京都府木津川市兜台三丁目 1 4 番地 1

大久保純一郎

京都府相楽郡精華町桜が丘一丁目 3 1 番地 1

久保克彦

兵庫県尼崎市潮江一丁目 2 番 1 - 1 2 0 4 号

松本佳久子

奈良県磯城郡田原本町 2 8 2 番地の 1 8 ルミナスアーク A 2 0 2 号室

山崎修

兵庫県神戸市東灘区甲南台 3 番 1 7 号

湯浅龍

奈良県生駒市谷田町 1 2 9 3 番地 1 グランスイート 4 1 0

神澤創

大阪府東大阪市日下町一丁目 1 0 番 2 1 号

玉瀬耕治

京都市北区鞍馬口通烏丸東入上御霊上江町 2 5 1 番地 1 グランフォルム京都・烏丸 2 0 3 号

千原雅代

奈良市学園北二丁目 1 番 5 - 7 0 9 号

三木善彦

(設立時役員)

第 5 0 条 本会の設立時理事及び設立時代表理事、設立時監事は、次のとおり。

設立時理事

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目 3 番 1 8 号

石田陽彦

奈良市西登美ヶ丘三丁目 1 1 番 4 号

川上範夫

奈良県吉野郡大淀町大字芦原156番地

川崎圭三

奈良県大和郡山市北郡山町132番地1リビングタウン大和郡山106号室

緒方優子

奈良県大和郡山市泉原町44番地3

浦純子

京都府木津川市兜台三丁目14番地1

大久保純一郎

京都府相楽郡精華町桜が丘一丁目31番地1

久保克彦

兵庫県尼崎市潮江一丁目2番1-1204号

松本佳久子

奈良県磯城郡田原本町282番地の18ルミナスアークA202号室

山崎修

兵庫県神戸市東灘区甲南台3番17号

湯浅龍

奈良県生駒市谷田町1293番地1グランスイート410

神澤創

大阪府東大阪市日下町一丁目10番21号

玉瀬耕治

設立時代代表理事

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目3番18号

石田陽彦

設立時監事

京都市北区鞍馬口通烏丸東入上御霊上江町251番地1グランフォルム京都・烏丸203号

千原雅代

奈良市学園北二丁目1番5-709号

三木善彦

(最初の事業年度)

第51条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人奈良県臨床心理士会を設立のため、設立時社員石田陽彦外13名の定款作成代理人である司法書士法人みつ葉グループ（代表社員 島田雄左）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年3月31日

設立時社員

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目3番18号

石田陽彦

奈良市西登美ヶ丘三丁目11番4号

川上範夫

奈良県吉野郡大淀町大字芦原156番地

川崎圭三

奈良県大和郡山市北郡山町132番地1リビングタウン大和郡山106号室

緒方優子

奈良県大和郡山市泉原町44番地3

浦純子

京都府木津川市兜台三丁目14番地1

大久保純一郎

京都府相楽郡精華町桜が丘一丁目31番地1

久保克彦

兵庫県尼崎市潮江一丁目2番1-1204号

松本佳久子

奈良県磯城郡田原本町282番地の18ルミナスアークA202号室

山崎修

兵庫県神戸市東灘区甲南台3番17号

湯浅龍

奈良県生駒市谷田町1293番地1 グランスイート410

神澤創

大阪府東大阪市日下町一丁目10番21号

玉瀬耕治

京都市北区鞍馬口通烏丸東入上御霊上江町251番地1 グランフォルム京都・烏丸203号

千原雅代

奈良市学園北二丁目1番5-709号

三木善彦

上記設立時社員14名の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木一丁目36番4号全理連ビル2階

司法書士法人みつ葉グループ

代表社員 島田雄左